

# 函館市事業者等特別支援金 募集要項 (5月26日版)

函館市への申請は、次の事業者を対象としています。

- ・北海道による休業要請等の対象施設のうち個人事業者
- ・酒類を提供する飲食店を営む事業者

北海道への上乗せ分

※従来から19時以降の酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取りやめた事業者

- ・酒類を提供しない飲食店を営む事業者

函館市独自支援分

※従来から19時以降の酒類の提供を行っていない飲食店を含む

- ・ホテル・旅館等(集会の用に供する部分のないもの)を営む事業者

## 《 対象事業者・給付額 》

	対象事業者	北海道 給付金額	函館市 給付金額
1	・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人	30万円	給付 対象外
2	・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業者 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業者	20万円	10万円
3	・従来から19時以降の酒類の提供がある飲食店を営む事業者	10万円	20万円
4	・酒類の提供がない飲食店を営む事業者(従来から19時以降の酒類の提供を行っていない飲食店を含む)	給付 対象外	30万円
5	・ホテル、旅館等(集会の用に供する部分のないもの)を営む事業者		

北海道へ申請

※上乗せ分

北海道と函館市へ申請

函館市へ申請

※1の対象事業者は、「函館市事業者等特別支援金」の申請をすることができません。

※2, 3の対象事業者は、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請を行う必要があります。(「函館市事業者等特別支援金」のみの申請をすることはできません。)また、2, 3の対象事業者は、4, 5の函館市独自支援分へ申請することは出来ません。

## 函館市事業者等特別支援金申請概要

**※5月26日(火)から、申請方法とお問い合わせが下記のように変更になりました。**

1. 受付期間 令和2年5月8日(金)から令和2年9月30日(水)【消印有効】まで

2. 申請方法

**郵送**

〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル1階

函館市支援金本部 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

または

**電子申請**

電子申請による受付開始【6月1日(月)9時】

URL : <https://hakodate-support.jp/>

※感染拡大防止のため、ご持参による申請書の提出は受け付けておりません。

3. お問い合わせ

**支援金コールセンター**

(電話) **0138-87-4626** または **050-8880-0094**

(受付時間) 平日 9時30分~17時30分

## 1. 趣旨, 目的

北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付の決定を受けられた方のうち、給付額が20万円および10万円であった事業者を対象に、給付額が30万円となるように函館市で上乗せを行います。

## 2. 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者としてします。

(1) 函館市内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者

※函館市外に本社を置く法人、函館市外に住所を有する個人事業者を含みます。

(2) 北海道に「休業協力・感染リスク低減支援金」の申請書を提出し、審査の結果、給付決定に係る通知のあった事業者

**※北海道への申請については、北海道の募集要項をご確認ください。**

## 3. 申請手続き等

(1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

### ① 函館市公式ホームページ

(URL) <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042200051/>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

### ② 函館市役所本庁舎, 各支所

(2) 申請書類の提出

**「別表1」**に定める申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

(3) 申請受付期間及び受付方法

### ① 申請受付期間

**令和2年5月8日(金)から同年9月30日(水)まで**

### ② 申請受付方法

**郵送**

**〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル1階  
函館市支援金本部 宛**

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※9月30日（水）の消印有効です。

※切手を貼付，裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

**電子申請**

**6月1日(月)9時から電子申請による受付を開始します。**

URL: <https://hakodate-support.jp/>

※9月30日（水）23時59分までに送信を完了させてください。

**※感染拡大防止のため、ご持参による申請書の提出は受け付けておりません。**

#### 4. 給付の決定

申請書類を受理した後，その内容を審査の上，適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付開始は6月以降，順次給付していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点等があれば，電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

#### 5. 通知等

申請書類の審査の結果，本支援金を給付する旨の決定をしたときは，後日，給付に関する通知を発送いたします。また，審査の結果，本支援金を給付しない旨の決定をしたときは，後日，否給付に関する通知を発送いたします。

#### 6. その他

- (1) 本支援金給付の決定後，虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には，本支援金の給付決定を取り消します。この場合，申請者は，支援金を返金することとなります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため，必要に応じて，函館市は，対象施設の休業等の取組に係る実施状況に関する検査，報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類に記載された情報は，公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することがあります。

# 《函館市への申請》 ※酒類の提供がない飲食店およびホテル、旅館等

## 1. 趣旨、目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、酒類の提供のない飲食店およびホテル・旅館等（集会の用に供する部分のないもの）においても、感染防止対策の協力を行った事業者を対象に函館市独自で支援金を給付いたします。

## 2. 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者としてします。

(1) 函館市内に対象となる事業所を有する法人または個人事業者

※函館市外に本社を置く法人、函館市外に住所を有する個人事業者を含みます。

(2) 令和2年4月27日（月）時点で、次の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を開業している方

### ①酒類を提供しない飲食店（食事提供施設）

※従来から19時以降の酒類の提供を行っていない飲食店を含みます。

・店舗内（屋内）に飲食可能なテーブルや椅子が常時設置されている。（あきらかに当該店舗の商品を飲食するためと認められるものに限る）

【対象となる例】飲食店、料理店、喫茶店、イートインのある菓子・パン店、フードコート等

【対象外の例】コンビニ、スーパーマーケット（店舗内に独立して営業する場合は除く）、移動販売車、露天商、宅配・テイクアウト専門店（対象の飲食店等が新たに宅配等のみで営業を始めた場合は対象）

### ②ホテル・旅館等（集会の用に供する部分のないもの）

※次のいずれかに該当する施設としてします。

・旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」または「簡易宿所営業」の許可を受けている施設。

・住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）の届出を行っている施設。

(3) 上記の対象施設において、令和2年4月28日（火）から令和2年5月6日（水）までの全ての期間において継続して感染防止対策に取り組んだこと。

**※なお、北海道の休業等の要請期間が終了するまで、引き続き感染防止対策への協力をお願いします。**

### 【感染防止対策の具体的な方法】

以下の事例を参考に自主的な取り組みを行うこと。なお、ホテル旅館等については、自主的な取り組みに加え、宿泊者に対し、市の注意喚起リーフレット「重要なお願い」の周知・説明を行うこと。

目的	具体的な取組(例)
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	施設利用者の入場制限, 行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば, 2つの方向の窓を同時に開ける)
	レイアウトの変更(席の間隔を空ける, ついたての設置)
飛沫感染, 接触感染 の防止	従業員のマスク着用, 手指の消毒, 咳エチケット, 手洗いの励行
	来訪者の入店時における手指の消毒, 咳エチケット, 手洗いの励行
	施設・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤, 公共交通機関の利用抑制など)
	従業員の出勤数の制限(在宅勤務の実施など)

**※感染防止対策には施設の休業も含まれます。**

- (4) 申請事業者の代表者, 役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が函館市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条に規定する暴力団関係事業者には該当しないこと。

### 3. 申請手続き等

- (1) 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

#### ①函館市公式ホームページ

(URL) <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020042200051/>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

#### ②函館市役所本庁舎, 各支所

- (2) 申請書類の提出

**「別表2」**に定める申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### (3) 申請受付期間及び受付方法

#### ① 申請受付期間

**令和2年5月8日(金)から同年9月30日(水)まで**

#### ② 申請受付方法

##### 郵送

**〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビル1階  
函館市支援金本部 宛**

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

※9月30日(水)の消印有効です。

※切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

##### 電子申請

**6月1日(月)9時から電子申請による受付を開始します。**

URL: <https://hakodate-support.jp/>

※9月30日(水) 23時59分までに送信を完了させてください。

**※感染拡大防止のため、ご持参による申請書の提出は受け付けておりません。**

## 4. 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を給付します。本支援金の給付開始は6月以降、順次給付していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

## 5. 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。また、審査の結果、本支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、否給付に関する通知を発送いたします。

## 6. その他

- (1) 本支援金給付の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合には、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、函館市は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類に記載された情報は、公的機関(税務当局・警察等)の求めに応じて提供することがあります。

## 申請書類について ※北海道の支援金への上乗せ分

- (1) 函館市事業者等特別支援金申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）  
申請に虚偽がないこと等
- (3) 北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付決定に係る通知の  
写し
- (4) (個人事業者のみ) 本人確認書類の写し  
運転免許証, パスポート, 保険証等の写し
- (5) 通帳の写し

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

**申請書類について ※酒類の提供がない飲食店およびホテル、旅館等**

- (1) 函館市事業者等特別支援金申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）  
申請に虚偽がないこと等
- (3) 業態が確認できるもの  
各種法規に基づく営業許可書の写し
- (4) 継続した経営が確認できるもの  
直近の確定申告書の写し等
- (5) 感染防止対策の取組み等を行っていたことが確認できるもの  
取組みを行っている写真や掲示物、告知チラシ、自社のホームページ等
- (6) 室内の飲食スペースが確認できるもの  
写真等  
※ホテル・旅館等は不要です。
- (7) (個人事業者のみ) 本人確認書類の写し  
運転免許証、パスポート、保険証等の写し
- (8) 通帳の写し

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。